

補助金評価シート

区分	重点・ 重点以外	補助根拠	法令補助・ その他補助	開始時期	平成28年4月1日	終期	平成31年3月31日
補助事業名 [下段に制度概要を記載]		法人後見事業補助金 新潟市社会福祉協議会が実施する法人後見事業を支援する。					
款・項・目		民生費 社会福祉費 社会福祉総務費					
所属等		福祉部 福祉総務課 企画管理係 電話：31173					

年 度		28年度（1年目）		29年度（2年目）		30年度（3年目）	
予算額等の推移	予算(千円)	9,461	国県 6,388	4,593	国県 1,923	6,498	国県 2,593
	決算(千円)	9,461	国県 7,095	4,593	国県 2,000	6,498	国県 2,593
補 助 率		実行補助率は実際の申請により決定		実行補助率は実際の申請により決定		実行補助率は実際の申請により決定	
目 標		法人後見受任件数 30件 <目標が数値でない場合の評価方法>					
目標に対する達成度（指標）	達成率100%以上						
	達成率 80%以上						
	達成率 50%以上						
	達成率 50%未満	36.7%	11件	40.0%	12件	40.0%	12件
	目標が非数値化 ※取扱基準に記載した評価手法に基づく達成度について記入してください						
補助事業者による情報の公表		広報紙、パンフレット等					

評価欄	チェック	a. 補助対象経費は事業の直接経費となっているか	○	e. 指標の推移が維持・向上しているか	○
		b. 補助率は1/2以内か	×	f. 補助事業者による情報の公表は適正に行われているか	○
		c. 補助額が5万円以上になっているか	○	g. 目標は数値化されているか	○
		d. 収入が過剰になっていないか(繰越金が生じていないか)	○	h. 目標は補助金の成果を検証しやすい設定か	○
	×になった項目に対する今後の取組	<a～fにおける取組> 当事業補助金は自主財源（後見報酬）を徴しても不足する額について補助するものだが、後見報酬が当事業費の1/2に達しないため。 <g～hにおける取組>			
目標未達成の原因分析	<期間（3年）を通して目標達成率80%未満の場合、なぜ達成できなかったか> 法人後見の受任決定の審査の進捗が、困難ケースが多く、受任に結びつくまで時間を要しているため。				
① 拡充・改善（補助率、補助額、補助対象経費、その他） ② 継続 ③ 廃止					
①～③の評価理由 ※目標未達成の原因分析に該当の場合はその要因を踏まえて今後どうするのかを記載すること 当事業は判断能力が乏しい方の権利擁護のため、なくてはならない事業と考える。また、当事業の事業収入（後見報酬）は1件1月2万程度のため、事業収入のみで運営することが困難である。 以上のことから、継続して市が補助するべきと考える。					